

公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について

- 経営健全化計画未達に係る監督上の措置の厳格化及び転換権行使条件の明確化 -

平成 15 年 4 月 4 日

金 融 庁

(平成 15 年 8 月 7 日一部改正)

公的資金による資本増強行に対するガバナンスは、経営健全化計画の履行状況の報告・公表及び監督上の措置並びに優先株の普通株への転換権行使によって確保されることとなっている。具体的には、経営健全化計画の履行状況等について早期健全化法第 5 条第 4 項に基づき報告を求め、これを公表し、金融機関自身による自己規正を促すことを基本とし、収益状況が悪化した場合には、まず、銀行法に基づく報告徴求や業務改善命令の発動を含め、経営健全化計画の履行を確保するための監督上の措置を講じ、さらに著しい過少資本等の状態に至った場合は転換権の行使を検討するという枠組みとなっている。

この監督上の措置の発動に関する方針は、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」(平成 11 年 9 月、金融再生委員会)及び「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」(平成 13 年 6 月、金融庁)として定められており、また、転換権の行使に関する方針は、「転換権付優先株の転換権行使について」(平成 11 年 6 月、金融再生委員会)として定められている。

先般、「金融再生プログラム」(平成 14 年 10 月 30 日公表)においては、資本増強行に対するガバナンスの強化として、経営健全化計画等の未達について、「その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する」とし、政府が保有している銀行の優先株の普通株への転換について、「期限の到来、経営の大幅な悪化など諸条件に該当する場合には転換する方向で、運用ガイドラインを可及的速やかに整備する」としたところである。

これに沿って、資本増強行に対するガバナンスを強化するとの観点から、次のように経営健全化計画未達の場合における対応の厳格化及び転換権行使の条

件の明確化を行い、両者を有機的、一体的に運用することとする。

(注1) 主要行以外の資本増強行に関するガイドラインについては、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)等を踏まえ検討を進め、平成15年6月末までに整備する。

(注2) 以下、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」は「3割ルール」と、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」は「3割ルールの明確化」と、「転換権付優先株の転換権行使について」は「転換権行使ガイドライン」と略記する。

1. 監督上の措置

(1) 監督上の措置の厳正化

「3割ルール」、「3割ルールの明確化」においては、当期利益又は業務純益 ROE の実績が経営健全化計画を3割以上下回った場合における監督上の措置が規定されているが、これについて、「金融再生プログラム」を踏まえ、報告徴求などにより原因と程度を厳しく精査し必要性を判断した上で、業務改善命令などにより厳正に対応することとする。

(2) 経営責任の明確化等

上記(1)の業務改善命令が発動された銀行等(銀行及び銀行持株会社をいう。以下同じ。)について、当該命令の対象となった年度の翌年度において再度当期利益又は業務純益 ROE が経営健全化計画を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られない場合には、次に掲げる措置により経営の改善に向けた責任ある経営体制を確立すること等を含む計画の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討するなど必要な監督上の措置を講じて厳正に対応することとする。

(ア) 代表取締役社長(頭取)及び実質的に同等の経営責任を有すると認められる者の退任

(イ) 各役員の職務上の責任分担の明確化

(ウ) 給与体系の見直し、職員賞与の抑制及び役職員数の削減等による大幅

な経費の削減

(I) 役員に対する賞与の支給の停止

(注)「3割ルールの特化」3.(1)(優先株式が無配の場合の対応)の業務改善命令により、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立等を含む計画の提出及びその実行を求める場合においても、上記と同様の措置を求めることとする。

2. 転換権の行使

(1) 経営の大幅な悪化への対応

銀行等が以下の場合に該当するときは、「転換権行使ガイドライン」の「自己資本比率や収益指標等からみて経営が著しく悪化した銀行について、経営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要である場合」に該当するものとし、原則として転換権を行使する方向で検討することとする。

(ア)「3割ルールの特化」3.(1)(優先株式が無配の場合の対応)の監督上の措置にかかわらず、2期連続で優先株が無配の場合又は実質的に2期連続で優先株が無配と認められる場合

(注1)「実質的に2期連続で優先株が無配と認められる」とは、以下の場合とする。

- ・無配となった期の翌年度の中間決算発表時の通期見通しにおいて無配を表明するなど、優先株無配が2期連続で続くと見込まれるような場合(この場合、年度決算を待たずに対応)
- ・同じく2期目において、無配ではないが優先株減配となるなど収益状況等に改善が見られない場合

(注2)転換権行使の具体的判断に当たっては、無配の原因について報告徴求等により精査した結果、経営体制に特段の問題なく、かつ、収益基調が順調であることが認められる場合には、かかる事情を考慮するものとする。

(イ)修正コア業務純益ROAが、2期連続で対前年度比1割以上、かつ、累計で3割以上減少した結果、全国銀行平均を下回るなど収益状況が

大幅に悪化したと認められる場合

(注1)「修正コア業務純益」とは、銀行の本来的な業務に関する収益力に基づく損益に着目するとの観点から、コア業務純益(実質業務純益(業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び信託勘定不良債権処理額を除いたものをいう。)から国債等債券損益を差し引いたものをいう。)から子会社配当(連結の範囲に含まれる子会社からの配当をいう。同様に銀行の本来的な業務に関する収益に当たらない損益があると認められた場合には、当該損益を含む。)を差し引いたものとし、「修正コア業務純益 ROA」とは、「修正コア業務純益」を総資産平均残高(支払承諾見返を除く。)で除したものとする。

(注2)合併・分割等の組織再編(当該組織再編後において政府が現に保有する優先株を発行した法人が資本増強行(資本増強行の法人格が当該組織再編により消滅する場合においては、その資本を合併等により承継する銀行を含む。)等であるものに限る。)が行われた場合の取扱いについては、それぞれの実態を踏まえ判断することとするが、原則として以下に定めるところによることとする。

(i) 合併・営業譲受等の場合は、基本的に、当該組織再編後の修正コア業務純益 ROA を当該組織再編前の修正コア業務純益 ROA とそのまま比較することとする。

(ii) 分割・営業譲渡等の場合は、

(a) 当該組織再編により銀行その他の法人であって資本増強行の連結対象子会社等(当該資本増強行を連結対象子会社とする法人がある場合においては、当該法人の連結対象子会社等であって当該資本増強行の連結対象子会社等以外のものを含む。)であるものに資産・負債等を移転する場合には、当該連結子会社等の計数を合算して修正コア業務純益 ROA を計算することとする。その際、当該合算に当たっては、相互間の取引に係る債権及び債務(連結財務諸表原則第四の六に掲げる債権及び債務をいう。)並びに取引高(同原則第五の二に掲げる取引に係る項目をいう。)を相殺消去することとし、また、当該連結子会社等が銀行以外の法人である場合には、経常利益を業務純益とみなして計算することとする。

(b) (a)に掲げる連結子会社等以外の法人に資産・負債等を移転する場合には、上記(i)と同様の比較をすることとする。

(注3) 銀行が銀行持株会社などの親会社と株式交換を行ったこと等により、資本増強行と政府が現に保有する優先株を発行した法人が異なる法人となっている場合(上記(注2)に掲げる場合を除く。)において、当該法人の傘下の資本増強行(政府が現にその優先株を保有しているものを除く。)が複数あるときは、修正コア業務純益 ROA は、当該複数の資本増強行(当該法人が資本増強行であるときは、当該法人を含む。)について合算して計算することとする。ただし、当該合算に当たっては、上記(注2)(ii)(a)と同様の補正を行うこととする。

(注4) 会計基準の変更により修正コア業務純益 ROA の値が変動する場合は、当該変動を補正して比較することとする。

(注5) 転換権行使の具体的判断に当たっては、修正コア業務純益 ROA が金利動向等の外部環境の変化によって受けた影響等の特殊要因を考慮することとする。

(ウ) 1. (監督上の措置)(2)の業務改善命令にかかわらず、当期利益又は業務純益 ROE の実績が対経営健全化計画比で3割以上下回るなど、なお十分な改善が認められない場合

(I) 自己資本比率に係る早期是正措置を受けた銀行等について、なお十分な改善が見られず、今後の改善も期待できない場合

上記 の検討の結果、転換権を行使する場合には、「転換権行使ガイドライン」に定めるとおり「経営体制の刷新等、経営管理を通じた適切な業務運営を確保する」ため、原則として、次に掲げる措置を講ずるよう求めることとする。

(ア) 代表権のある役員の退任、1. (監督上の措置)(2)(イ)により明確化した責任分担に応じた責任追及等、経営責任の徹底した明確化

(イ) 支店等の削減を含む組織及び業務の見直し、収益向上に資する事業

体制の確立等による経営の抜本的な改革（子会社等の株式又は持分の処分その他の子会社等の業務内容の見直しを含む。）

(ウ) 配当の停止又はその額の抑制

なお、転換権を行使する前において上記の措置が講じられ、適切な経営改善措置がなされたと認められる場合には、必要に応じ監督上の措置を講じつつ、転換権行使の必要性をもう1期見極めた上で判断することとする。

(注)「転換権行使ガイドライン」の「早期健全化法に規定する普通株式の引受けの承認要件を満たす場合」における検討の結果、転換権を行使する場合においても、上記と同様の措置を求めることとする。

(2) 個別行の経営危機への対応（エマージェンシー対応）

預金動向、資金繰り、インターバンク市場での資金調達、デリバティブ等の国際取引の状況等を総合的に勘案し、業務改善命令等の監督上の措置を受けてもなお経営危機の招来が回避できないと判断される銀行等については、「転換権行使ガイドライン」の「期中においても市場における当該銀行の信認が著しく低下し、その回復を図ることが必要である場合」に該当するものとし、日銀特融や預金保険法第102条第1項第1号の資本増強による対応の検討とあわせ、原則として転換権を行使する方向で検討することとする。

(注)上記に該当するものとして検討した結果、転換権を行使する場合においては、必要に応じ、(1) に準じた措置を求めることとする。

(備考)

(1) 上記2.(転換権の行使)に定めるところにより原則として転換権を行使する方向で検討した結果、転換権を行使することとした場合において、当該行使をする時期については、株式市場の動向などを注視しつつ、公的資産の適切な管理の観点にも配慮して決定するものとする。

(2) 本ガイドラインは、平成 15 年 3 月期から適用するものとする(なお、平成 15 年 6 月末までに整備する主要行以外の資本増強行に係るガイドラインは、平成 16 年 3 月期から適用するものとする)。